

1 空き家等対策における高齢者の居場所づくりについて

空き家等問題は、防災・衛生・治安等の観点から利活用まで幅広く論じられてきましたが、「空家等対策の推進に関する特別措置法」がこの5月26日に全面施行され、国の指針が整備され示されるに至った。

各市町村においては、今後この法の基本指針に即して、「空家等対策計画」の作成が検討されるのではないかとと思われるので、その段階にては、この法の第1条(目的)の後半部に記されている“空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする”に注目して以下を伺う。

(1) 高齢者の居場所づくりに有効に活用できることを組み入れた「空家等対策計画」をつくることの検討について

今後のますますの高齢化進展においては、地域に密着して、だれもが生き生きと暮らせる地域社会づくりが望まれる。各地域には“交流センター”が拠点としてそうした役割を担っているが、今後の超高齢化進展で、その交流センターにまで足を運ぶ、あるいは車で来ることが困難になる層が出てくることが懸念されるため、そうした地域の高齢者の居場所づくりに、空き家等が有効に活用できるような一項を入れての「空家等対策計画」作成の検討について考えを伺う。

(2) 空家等対策計画作成のための協議会設立による体制づくりについて

この法にては、市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施にする協議を行うための協議会を組織することができることとあるが、超高齢化が進んでいる地区とか、空き家が大きく増加している地区にては、行政や地区自治会・老人会・福祉関係者あるいは民間事業者で構成する協議会を発足させ、意見交換をして情報を集め、問題の洗い出しをして具体的に検討を始める時期が、既に来ていているところがあるのではなかろうか。

行政が仲立ちし、空き家等所有者・市民・自治組織及び各種活動団体や事業者等の協力を得て、情報交換・対応措置等実務的協議が出来る体制づくりを進めたいものと考えているが、見解を伺う。